様式第15（第22条、第22条の２関係）（平５通産令75・追加、平７通産令57・平８通産令79・平10通産令87・平11通産令14・平11通産令132・平15経産令72・平16経産令28・平17経産令30・平20経産令69・令元経産令１・令２経産令92・一部改正）

【書類名】　刊行物等提出書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【事件の表示】

　【出願番号】

【提出者】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【代理人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【提出する刊行物等】

【提出の理由】

〔備考〕

１　「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「実願○○○○－○○○○○○」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、登録後に提出するときは「【事件の表示】」の欄を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。

２　「【提出者】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【提出者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

　【提出者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

3　「【識別番号】」には、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄に「省略」と記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。

4　第22条第３項又は第22条の２第３項において準用する特許法施行規則第13条の２第３項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。

5　「【提出の理由】」の欄には、第22条の２第１項の規定による情報の提供であるときは、当該刊行物等によりその実用新案登録が第22条の２第１項各号のいずれかに該当するものであるとする理由を記載する。

6　図又は化学式等を「【提出の理由】」中に記載する場合は、横170㎜、縦255㎜を超えて記載してはならない。

7　第23条第１項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出の理由】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第２項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、２以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】
【援用の表示】
【物件名】
【援用の表示】

8　その他は、様式第１の備考１から４まで、７、８、13、17、19、31及び33から35まで並びに様式第14の２の備考３と同様とする。